

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書（案）

所沢市（以下「市」という。）と事業者名（以下「事業者」という。）は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。ただし、指定暑熱避難施設については、指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き（令和6年2月27日付環境省大臣官房環境保健部）に基づき、広く認識されやすいように、一般名称はクーリングシェルターを用いる。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- 一 名称 施設名
- 二 所在地 所沢市●-●-●

（開放可能日等）

第4条 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

- 一 開放する曜日
月・火・水・木・金・土・日
- 二 開放する時間帯
●：●●～●：●●
- 三 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数
●●人

(施設の管理)

第5条 対象施設の管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

役職名 : 職名

氏名 : 施設責任者名

連絡先 : ●●-●●●●-●●●●

- 2 事業者は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、適切に維持管理するものとする。
- 3 市は、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、改善を申し入れることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時の対応)

第6条 市は、埼玉県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに事業者に伝達するものとする。

- 2 事業者は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第4条に定める開放可能日等において、対象施設の一部を一般に開放するものとする。ただし、設備点検等やむを得ない理由により対象施設が休館している場合は、この限りではない。
- 3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、事業者においてこれを行うものとし、必要に応じ市に協力を求めることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

第7条 市は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第4条に定める開放可能日等において、対象施設の一部を一般に開放にするよう努めるものとする。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により対象施設の一部を一般に開放する場合において準用する。

(変更の協議)

第8条 事業者は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ市と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、市及び事業者のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、有効期間は、同一の内容で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、市及び事業者の協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、市及び事業者が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

市 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市

所沢市長 ●● ●●

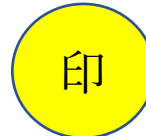


事業者

住所

事業者名

役職 代表者名



協定を締結する事業者名称を記載し、下記のとおり押印していただきます。

記

【法人の場合】※以下のいずれか

【個人事業主の場合】

